平成27年度	工　事　設　計　書		
担　当　名	建設課　土木担当		
河川路線名	市道市役所前通り線		
工事場所	山梨市　上神内川・万力　地内		
事　業　名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画）		
工　事　名	万力大橋耐震補強・補修(その2)工事(明許)		
工事概要	橋長L=134.0m 支承取替工(A1) N=4基 支承補強工(P2) N=6箇所 橋脚ｺﾝｸﾘｰﾄ巻立て工(P1:柱) V=20m3　(P1:底版) V=157m3 根固め工 N=96個 仮設工 1式		
工事価格	円	請負工事価格	円
消費税相当額	円	消費税額	円
請負工事費	円	請負代金額	円

山　梨　市

本工事費内訳書

万力大橋耐震補強・補修(その2)工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
道路修繕	式	1			費目行
工場製作工	式	1			工種行
桁補強材製作工	式	1			種別行
製作加工(主桁補強工) 【SM490YA,YB,C-5塗装】	t	0.42			
落橋防止装置製作工	式	1			種別行
制作加工(支承取替工) 【SM400A,C-5塗装】	t	0.16			
制作加工(橋座補強工) 【SS400,HDZ55】	t	0.39			
製作加工(水平ｽﾄｯﾊﾟｰ工) 【SM400A,C-5塗装】	t	0.39			
製作加工(横梁工) 【SS400,SM400A,B,C,SM490YB,C-5塗装】	t	6.3			
鋳造費	式	1			種別行
大型ｺﾞﾑ支承 【690*850,1000kN用】	個	4			
橋梁支承工	式	1			工種行
鋼橋支承工(A1)	式	1			種別行
支承取替 【1471.0kN以下】	基	4			
橋座補強	箇所	4			
足場	式	1			
鋼橋支承工(P2)	式	1			種別行
支承部補強(水平ｽﾄｯﾊﾟｰ)	基	12			
支承部補強(横梁工)	箇所	6			
支承部補強(横溝撤去・取付工)	箇所	8			
足場	式	1			
鋼橋支承工(P2台座ｺﾝｸﾘｰﾄ)	式	1			種別行
ﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ	m2	9.4			

本工事費内訳書

万力大橋耐震補強・補修(その2)工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
削孔 【φ26mm,L=250mm】	箇所	164			
ｺﾝｸﾘｰﾄ 【24-8-25BB,W/C≦55%】	m3	1			
型枠	式	1			
鉄筋 【SD345,D16】	t	0.41			
橋脚巻立て工	式	1			工種行
橋脚ｺﾝｸﾘｰﾄ巻立て工(構造物単位)(P1)	式	1			種別行
ｺﾝｸﾘｰﾄ削孔 【φ35*510】	箇所	36			
ｺﾝｸﾘｰﾄ削孔(柱組立用ｱﾝｶｰ) 【M12】	箇所	96			
ｺﾝｸﾘｰﾄ巻立て 【24-8-25BB,W/C≦55%】	m3	20			
鉄筋 【SD345,D25】	t	4.77			
鉄筋 【SD345,D13】	t	0.02			
橋脚ｺﾝｸﾘｰﾄ巻立て工(P1底版補強)	式	1			種別行
下地処理	m2	117			
ｺﾝｸﾘｰﾄ 【24-8-25BB,W/C≦55%】	m3	157			
型枠	式	1			
ｺﾝｸﾘｰﾄ削孔 【φ61*775mm】	箇所	108			
ｺﾝｸﾘｰﾄ削孔 【φ26*250mm】	箇所	94			
鉄筋【SD345,D51】	t	16.33			
鉄筋【SD345,D29・32】	t	6.68			
鉄筋【SD345,D16・19】	t	1.16			
鉄筋【SD345,D13】	t	0.4			
均しｺﾝｸﾘｰﾄ 【18-8-40BB,t=10cm】	m2	39			
足場	式	1			

本工事費内訳書

万力大橋耐震補強・補修(その2)工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
鉄筋探査【下向き】	m2	10			
鉄筋探査【横向き】	m2	9.7			
根固め工(P1)	式	1			工種行
作業土工	式	1			種別行
床堀り （掘削）	式	1			
埋戻し	式	1			
土砂等運搬	式	1			
根固めﾌﾞﾛｯｸ工	式	1			種別行
根固めﾌﾞﾛｯｸ製作(標準型) 【5t,突型,19.5-5-40BB,W/C≦60%】	個	72			
根固めﾌﾞﾛｯｸ製作(端部型) 【5t,突型,19.5-5-40BB,W/C≦60%】	個	24			
根固めﾌﾞﾛｯｸ据付 【5t,突型】	個	96			
間詰工	式	1			種別行
間詰石 【割栗石】	m3	4			
仮設工	式	1			工種行
土留･仮締切工	式	1			種別行
締切盛土(仮設坂路)	式	1			
締切盛土撤去(仮設坂路)	式	1			
土のう	式	1			
水替工	式	1			種別行
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	式	1			
仮水路工	式	1			種別行
ｺﾙｹﾞｰﾄﾊﾟｲﾌﾟ	式	1			
素掘側溝	式	1			

本工事費内訳書

万力大橋耐震補強・補修(その2)工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　要
電力設備工	式	1			種別行
受電設備	式	1			
直接工事費					
共通仮設費計					
共通仮設費(積上分計)					
安全費	式	1			
役務費	式	1			
共通仮設費(率分)	式	1			
純工事費					
現場管理費	式	1			
工事原価					
一般管理費等	式	1			
契約保証	%				
一般管理費等計					
工事価格					
消費税相当額	%				
請負金額					

山梨市役所

特　記　仕　様　書

事業名：　社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画）

工事名：　万力大橋耐震補強・補修（その 2）工事（明許）

山梨市

１．適用範囲

この仕様書は「土木工事共通仕様書」（平成 27 年 10 月山梨県県土整備部版と同じ）第 1 章 第 1 節 1-1-2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記共通仕様書による。

２．疑義等

この特記仕様書に記載のない事項及び本工事施工にあたり疑義が生じた場合には、請負者は、監督員と協議しその指示に従わなければならない。

３．工期

工期は、契約日の翌日から平成 28 年 6 月 15 日までとする。ただし、河川区域内での作業は、河川管理者による検査まで含めて、渇水期内（平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで）とする。

４．工程関係

１）請負者は、工事の施工に先立ち、地元関係者に工事内容の説明を行うものとする。また、その日時、内容については、事前に監督員と協議の上決定するものとする。

２）本工事の施工区間及び施工区分は下表のとおりとするが、警察等第三者との協議の結果、施工時間帯が変更になる場合は、事前に監督員と協議するものとする。

施工区間	施工区分	施工時間
全区間	昼間	8:30～17:00

３）休日は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始とする。請負者は、休日および（２）の施工時間外に作業するときは、様式－21 により、「土・休日・夜間作業届」を監督員に提出するものとする。

５．現場技術員の委託

本工事は、現場における現場技術業務を(公社)山梨県建設技術センターに委託することを予定している。現場技術員が現場を実施するにあたり、下記に示す図書が必要となるため、受注者は現場に常時保管しておくとともに、閲覧を求められた際には速やかに提示するものとする。もしくは、打合せ簿等を 3 部作成し、監督員に提出することで、この代わりとする。また、週間工程表に関しても毎週作成し、翌週分を金曜日までに現場技術員に提示するものとする。

○必要図書一覧

ア）設計図書

イ）現場代理人通知書（写し）

ウ）施工計画書

エ）下請負届（写し）

オ）工事日誌等の工事書類（様式-1～28）

カ）その他監督員の指示するもの

６．着手前打合せ

本工事は、現場着手前に、通常の打合せに加えて、発注者、現場技術員、設計コンサルタン

ト会社同席のもと、技術的な検討会を開催するので、受注者は、監督員と協議の上、必要な資料を準備するものとする。

７．公害対策等

１）請負者は、工事に伴い発生する粉じん等により，公衆に迷惑を及ぼすことのないように、清掃には十分に配慮しなければならない。また、散水車等により散水防じんを実施するものとする。

２）請負者は、本工事に伴い周辺構造物に影響があると思われる範囲については、施工中及び施工後において問題が起きないよう対策を講じておくとともに､仮に問題が起きた場合にも、対処出来るような調査・検討を行わなければならない。

３）請負者は、河川の水を濁らせないよう十分な対策をとらなければならない。

４）請負者は、騒音・振動・悪臭規制マニュアルに基づき、周辺環境に影響を及ぼさないよう十分な対策をとらなければならない。

８．工事中の安全確保

１）工事区域内の安全を確保するために、現場条件及び交通管理者との協議に基づき標識類、防護柵及び保安用の夜間照明設備等を設置するものとする。また、工事区域内の段差等の解消に努め、必要に応じて仮舗装等を行うものとする。

２）本工事における交通規制及び交通誘導員の配置は下記のとおりとする。ただし交通管理者等との協議の結果または、条件変更等に伴い変更する必要が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

ア）規 制 区 分　　片側交互交通

イ）交通誘導期間　　A1 橋台の支承取替工時及び P2 橋脚の支承部補強工時で概ね 16 日間。（規制区間の前後に 2 名/日を配置）
また､P1 橋脚の RC 巻立て工で使用するミキサー車の搬入期間で概ね 3 日間。（仮設坂路部に 1 名/日を配置）

９．工事用道路関係

工事用資材搬入路として、一般道路を使用することになるので、使用中は定期的に点検・清掃等を行うものとする。

１０．仮設備関係

仮設構造物（土留め矢板・覆工板）等が必要な場合は監督員と協議するものとする。

１１．建設廃棄物の適正処理

１）本工事の施工により発生する、コンクリート塊、アスファルト塊は、廃棄物処理法に基づき該当産業廃棄物の処分業の許可を得ている、再資源化施設で適正に処理すること。

２）その他

ア）処理許可業者に委託する段階で、泥、ゴミ、木片、金属類等を混入させないこと。

イ）最終処分終了確認時の D 票の写しを完成検査時に提示すること。

ウ）地中部分の構造物については、設計図面と異なる場合は監督員と協議するものとする。

１２．再資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

１）請負金額が 1,000 千円を超える工事については、建設副産物実態調査（センサス）の対象工事であり、請負者は「建設リサイクルデータ統合システムーCREDASー」により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し施工計画書に添付し監督員に提出すること。

２）工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正し、作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を完成書類に添付し、電子データを電子媒体により監督員に提出すること。

３）入力した工事データは自社で 1 年間保管するものとする。

４)「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」は入力時の最新版を国土交通省ホームページからダウンロードして入手すること。

URL　http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/download.htm

１３．建設リサイクル法対象建設工事の届出に係わる事項の説明等

請負金額が 5,000 千円を超える工事については、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第 12 条に基づき、落札後に配布される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うものとする。

１４．施工計画書

１）請負者は、工事請負金額が 10,000 千円以上の工事について、工事着手前に施工計画書を提出しなければならない。また、10,000 千円未満の工事についても、簡易な施工計画書を提出しなければならない。簡易な施工計画書は、最低限以下の内容について記載するものとする。

ア）計画工程表

イ）現場組織表

ウ）施工方法

エ）安全管理

オ）緊急時の体制及び対応

カ）交通管理

２）請負者は、施工計画書または簡易な施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。特に前項のア～カの事項について変更が生じた場合は必ず変更施工計画書を提出すること。

１５．工事支障物件等

請負者は、工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査しなければならない。なお、調査の結果、工事に支障がある場合は、速やかに監督員に報告するとともに、施工方法、工程等について協議しなければならない。

地下埋設物	問合せ先	連絡先	備考
東京電力	山梨カスタマーセンター	0120-995-882	
NTT	㈱NTT 東日本-山梨	0120-159-139	

畑かん	笛吹川沿岸土地改良区	0553-22-2469	
流域下水道	㈶山梨県下水道公社	055-263-2738	
山梨市公共下水道	山梨市下水道課	0553-22-1111	
水道	山梨市水道課	0553-22-1111	

１６．施工一般

１）主桁補修や支承取替に係わる塗装色は、既設橋に合わせた色彩とするものとする。

２）締切盛土で使用する土砂は、河川内の高水敷土砂を流用するものとする。実施の際には監督員と協議のうえ行うものとする。

３）P1 橋脚床掘で出た土砂は、締切り内に仮置きし、橋脚巻立て後、埋戻しに流用するものとする。なお、残土は場外搬出せず、場内処理するものとする。

１７．低騒音型建設機械の使用

１）本工事において、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(S51.3.2 建設省経機発第 54 号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて最終改正 S62.3.30 建設省経機発第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械を使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号最終改定 H13.4.9 国土交通省告示第 487 号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

２）施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、工事写真帳に添付すること。

１８．材料確認

１）請負者は、二次製品、半製品、その他監督員が指示した材料について、施工前に監督員の確認を受けなければならない。

２）材料確認の申請は工事打合簿により行うものとする。

１９．段階確認

１）請負者は、下記の項目について、監督員の段階確認を受けなければならない。

ア）型枠検査

イ）配筋検査

ウ）出来形検査

エ）その他監督員が指示する段階確認

２）段階確認の申請は工事打合簿により行うものとする。

２０．施工中の立会

１）請負者は、下記の項目の実施にあたって、関係者の立会を受けなければならない。

ア）監督員及び第三者機関において立会が必要と認める事項。

イ）地権者との協議事項。

２）立会いの申請は工事打合簿により行うものとする。ただし、第三者機関等に立会を依頼する場合は、その機関の指示に従うこと。

３）立会は、立会一覧表（様式－6）にて管理するものとする。なお、第三者機関及び地権者等

に立会を依頼した場合は、確認者に押印してもらうこと。

２１．完成検査

１）検査基準は「土木工事施工管理基準および規格値」によるものとする。

２）人員の配置を考え、必要人員を確保するものとする。

２）道路の交通に支障がある場合は、交通誘導員を配置するものとする。

２２．工事完成図書

請負者は、工事完成図書として以下の書類をファイリングし提出しなければならない。

１）工事日誌（参考様式－1）

２）工事打合簿（様式－1）

３）立会一覧表（参考様式－7）

４）段階確認表（様式－3）

５）施工管理表表紙（参考様式－8）

６）出来形管理表等（様式－6、様式－7、他）（設計・実施数量対比表をつけること）

７）品質管理表等（様式－8、様式－9、他）

８）完成図

９）再生資源利用計画書（実施書）（様式－10）

１０）再生資源利用促進計画書（実施書）（様式－11）
（契約書・経路図含む）

１１）工事実施工程表

１２）道路使用許可証の写し

１３）その他（保証書、取扱説明書等）

２３．完成検査時提示書類

請負者は、工事完成検査時に、以下の書類を提示できるようにしなければならない。

１）バラツキ確認表（出来形・品質）

２）産業廃棄物管理票（マニュフェストＤ票）

３）工事現場内における安全管理状況報告書（参考様式－2）

４）安全教育・訓練等の実施状況表（様式－14）

５）建退協の受払い簿写し

２４．工事写真

請負者は、工事写真として以下の書類を提出しなければならない。

１）写真管理基準に基づき撮影した写真（1 部）

２）その他、監督員が指示する写真（必要部数）

２５．その他

１）住民とのトラブルのないよう従業員教育の徹底を図ること。

２）地権者の要望等により工程が左右される場合があるが、可能な限り対応すること。

３）工事完成後は、後かたづけ、側溝等の清掃を行うこと。

4）請負者は、建設工事必携（H27 年 10 月）「参考資料」を参照し、適切な提出時期に「18. 提出・提示書類様式集」による様式で書類を提出すること。
5）本工事に関する提出物及び、協議・承諾は、全て工事打合簿（様式-1）に添付しその都度提出すること。特に設計変更に関わる事項については、工事打合簿による提出がない場合は原則として設計変更は行わない。
6）図面等設計図書及び、参考資料には一部個人情報を含むものがあるので、取り扱いには十分注意すること。